

「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」の申請について

【学生支援緊急給付金はどんな給付金ですか？】

今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、**国から支給される給付金**です。

【どのような学生が支給対象となりますか？】

家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を満たすことが必要であり、**既存の支援制度(奨学金等)を活用しても学費等の支出が困難である学生が支給対象者となります。**

【支給される金額はいくらになりますか？】

住民税非課税世帯の学生等は20万円、それ以外の世帯の学生等は10万円です。

【どのようにして申込みをしたらいいですか？】

添付してある「様式1 申請書」「様式2 誓約書」「様式3 チェック表」に必要事項を記入し、それぞれ支給要件を満たすことが確認できる書類とともに、**6月5日(金)**までに大学事務局学生係に提出してください。

なお6月5日までは、学内立入禁止ですので、**講義資料配布日(5月29日、6月5日)**に持参するか、**郵送により申請書を送付**してください。

郵送により申請する場合は、郵送した旨を事務局学生係(gakuseikakari@nayoro.ac.jp)まで必ず連絡してください。

【書類の審査等】

提出のあった書類を確認し、支給対象の要件を全て満たしている学生を大学が推薦すると定められておりますが、**国から各大学等に対し推薦枠(給付金支給対象人数)が配分されることになっております。このため配分された推薦枠数を超える申請があった場合等には、採用されない可能性があることをご承知おきください。**

【給付金の振込】

日本学生支援機構(JASSO)から申請時に指定した学生の口座に給付金が振り込まれます。

【注意事項】

添付の「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き(学生・生徒用)の5ページにある①～⑥の基準を各自確認し、「様式3 チェック表」で自分が該当するかどうか？どのような書類を用意しないといけないか？を正確に把握してから、「様式1 申請書」「様式2 誓約書」を作成してください。

ただし、書類の提出期限(6月5日・金)までに「様式1 申請書」「様式2 誓約書」「様式3 チェック表」以外の**必要書類が準備できない場合は後日提出することも可能**ですが、申請書の記載内容と書類内容が異なる場合は、給付金の返金を求められることがありますのでご注意ください。

【詳細】

詳細については、文部科学省ホームページ

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

「学生の皆様向けページ」をご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

【問合せ】

名寄市立大学事務局学生係 (gakuseikakari@nayoro.ac.jp) まで問合せください。